

議案第 4 1 号

港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

国の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」(昭和 2 3 年厚生省令第 6 3 号。以下「省令」といいます。)等の一部改正を踏まえ、港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和 2 年港区条例第 5 1 号。以下「条例」といいます。)の一部を改正します。

1 改正理由

保育所等における障害のある子どもや医療的ケア児の受入れを推進するとともに、ニーズに応じた専門的な支援を確保・充実させるため、理学療法士、心理職等の専門職の活用を進め、保育所等における専門的支援やインクルージョンの推進を図る省令改正が行われました。

この省令改正等を踏まえ、条例の一部を改正します。

2 改正内容

- (1) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に 5 年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者を、1 人に限り、保育士とみなすことができることとします。
- (2) 条例で引用している児童福祉法施行規則(昭和 2 3 年厚生省令第 1 1 号)の条項番号を変更します。
- (3) その他規定の整備

3 施行期日

公布の日

港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表	
改正案	現行
(前略) (乳児院の長の資格等) 第二十八条 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、こども家庭庁長官が指定する者が行う乳児院の運営に必要な知識を習得するための研修を受講した者であつて、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならない。 一・二 (略) 三 児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)第五条の二の八第一項に規定することも家庭ソーシャルワーカー(以下「こども家庭ソーシャルワーカー」という。)の資格を有する者 四・五 (略) 2 (略) (中略) (職員)	(前略) (乳児院の長の資格等) 第二十八条 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、こども家庭庁長官が指定する者が行う乳児院の運営に必要な知識を習得するための研修を受講した者であつて、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならない。 一・二 (略) 三 児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)第五条の二の八に規定することも家庭ソーシャルワーカー(以下「こども家庭ソーシャルワーカー」という。)の資格を有する者 四・五 (略) 2 (略) (中略) (職員)

第四十三条	2	3	2	4
(略)	(略)	前項の保育士の数の算定に当たっては、当該保育所に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（第六十二条第十項に規定する心理担当職員をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に五年以上従事した経験を有するものいづれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、一人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所の保育士（付則第五項、第十項及び第十一項の規定により保育士とみなされる者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。	(略)	(略)
第四十三条	2		2	4
(略)	(略)		(略)	(略)

5 第四十三條第二項に定める基準の適用については、当分の間、保育所に勤務する保健師又は看護師（以下この項において「保健師等」という。）を、一人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、乳児の数が四人未満である保育所については、子育てに関する知識及び経験を有する保健師等を配置し、かつ、当該保健師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士（法第十八条の十八第一項の登録を受けた者をいい、第四十三條第三項又は付則第十項若しくは第十一項の規定により保育士とみなされる者及び第四十三條第三項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。	5 第四十三條第二項に定める基準の適用については、当分の間、保育所に勤務する保健師又は看護師（以下この項において「保健師等」という。）を、一人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、乳児の数が四人未満である保育所については、子育てに関する知識及び経験を有する保健師等を配置し、かつ、当該保健師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
6～11 （略） 12 前二項の規定を適用するときは、保育士（法第十八条の十八第一項の登録を受けた者をいい、第四十三條第三項、付則第五項又は前二項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、第四十三條第二項本文の規定により算定した保育士の数の三分の二以上、置かなければならない。	6～11 （略） 12 前二項の規定を適用するときは、保育士（法第十八条の十八第一項の登録を受けた者をいい、付則第五項又は前二項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、第四十三條第二項本文の規定により算定した保育士の数の三分の二以上、置かなければならない。
13・14 （略） 付則 この条例は、公布の日から施行する。	13・14 （略）

子ども政策課
児童相談課

令和8年6月1日現在における施設一覧について
(議案第41号、第42号、第43号、第44号、第45号及び
第46号関連)

1 議案第41号関連

(1) 助産施設	2施設
(2) 乳児院	2施設
(3) 母子生活支援施設	1施設
(4) 保育所(区立及び私立保育所) (分園を1施設とします)	92施設
(5) 幼保連携型認定こども園	区内にはありません。
(6) 児童厚生施設(子ども中高生プラザ等)	14施設
(7) 児童養護施設	区内にはありません。
(8) 障害児入所施設	区内にはありません。
(9) 児童発達支援センター	1施設
(10) 児童心理治療施設	区内にはありません。
(11) 児童自立支援施設	区内にはありません。
(12) 児童家庭支援センター	区内にはありません。
(13) 里親支援センター	1施設

2 議案第42号関連

一時保護施設	1施設
--------	-----

3 議案第43号関連

幼保連携型認定こども園(再掲)	区内にはありません。
-----------------	------------

4 議案第44号関連

(1) 保育所型認定こども園	1施設
(2) 幼稚園型認定こども園	区内にはありません。
(3) 地方裁量型認定こども園	区内にはありません。

5 議案第45号関連

- | | |
|---------------|------------|
| (1) 家庭的保育事業 | 区内にはありません。 |
| (2) 小規模保育事業 | 10事業所 |
| (3) 事業所内保育事業 | 区内にはありません。 |
| (4) 居宅訪問型保育事業 | 3事業者 |

6 議案第46号関連

- | | |
|--|-------|
| (1) 特定教育・保育施設 | 105施設 |
| 子ども・子育て支援法に基づく確認を受けた保育所（区立及び私立保育所）、幼稚園（区立幼稚園）及び認定こども園（芝浦アイランドこども園） | |
| (2) 特定地域型保育事業 | 13事業所 |
| 子ども・子育て支援法に基づく確認を受けた家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業及び居宅訪問型保育事業 | |